こうち労政情報

飛躍への挑戦!高知県産業振興計画

2017年 5月号



『土佐の匠』認定候補者の推薦を募集しています!

県では、平成8年度から、技能が尊重される社会づくりの促進と、技能後継者の意欲の一層の向上を図るため、県内産業の基盤を支え、その振興に貢献している機械加工などの熟練技能、古くから受け継がれてきた和紙や打刃物などの伝統技能の優れた継承者を「土佐の匠」として認定しています。

現在、平成29年度の認定候補者の推薦を募集しています。

1.推薦の基準

- (1) 技能の程度が優れており、県内で第一級 のものと目されていること
- (2) 概ね15年以上の経験を有し、かつ35歳~ 65歳(平成29年4月1日現在)の方で、 将来的にも当該技能への多くの貢献が期 待される方
- (3) 現に第一線で活躍し、また当該技能の普及・振興や後継者の育成に寄与している方

2. 推薦期限

平成29年6月19日(月)必着

3. 推薦方法

推薦にあたっては、関係団体や市町村からの推薦のほか、一般の方も推薦(賛同者2名以上が必要)できます。

なお推薦の際は、推薦書等に関係書類を添えて県庁 雇用労働政策課までご提出ください。

※推薦書様式や記載例は県庁HPに掲載しています。 郵送でお送りすることも可能ですので、お問い 合わせください。

お問合せ先

商工労働部雇用労働政策課 能力開発担当 電話:088-823-9765

土佐の匠



事業主の皆様へ

平成29年度「しごと体験講習」受入事業所☆募集中!



高知市帯屋町のアーケード内にある「ジョブカフェこうち」では、39歳までの方の就職活動を応援しています。そのメニューの1つが「しごと体験講習」。5日間、企業で実際に仕事を体験した後で、企業と求職者の合意があれば、雇用となる可能性がある制度です。

- ★体験講習受け入れは、採用を条件とするものではありません。
- ★体験講習期間は事業所と受講者の雇用契約はありません。

高知の若者のために、ぜひ受入事業所への<mark>ご登録をお願いします!</mark>

ジョブカフェこうち 🕾 088-802-2025 スタッフが説明に伺います!

- ・企業には体験講習指 導料が支給されます。 2,400円/日・人
- ・講習体験者には1日の 講習時間に応じて講習手 当が支給されます。 4時間未満 2,860円/日
- 4 時間未満 <u>2,860円/上</u> 4 時間以上~8時間以内
- 4 時間以上~8時間以内 5,720円/日

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい 国の退職金制度です。 ●国の制度だから安全・安心!

さらに掛金の一部を国が助成します。

- ② 社外積立でラクラク管理! 管理や運用の手間がかかりません。
- 掛金は全額非課税でオトク!節税に加え、手数料もかかりません。
- パートタイマーさんも ご加入いただけます。
- 解散存続厚生年金基金からの 移行先の一つです。

詳しくは ホームページをご覧ください

中退共 検索 🔀

http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

事業場における治療と職業生活の 両立支援のためのガイドライン

治療と職業生活の両立支援の大切さ

疾病を抱える労働者が、業務によって疾病が悪化することないよ う、治療と職業生活の両立のため必要となる、一定の就業上の措 置や治療に対する配慮を行うことは、「労働者の健康確保対策」とし て位置づけられます。

さらに、事業者にとっては、継続的な人材の確保とともに、労働者 のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上なども期 待できます。

厚生労働省ホームページでは、ガイドライン本文のほか、 すぐに使える様式例や治療と職業生活の両立支援に役立つ様々な情報 を掲載しています。

お問合せ先

高知労働局 労働基準部 健康安全課

電話: 088-885-6023

治療と職業生活の両立 厚生労働省





期間を空けて有期労働契約を再度締結した場合の無期労働契約への転換について

平成25年4月1日に3年間の労働契約を締結し、平成28年8月1日に再度3年間の労働契約を締結した社員から、無期労働 契約への転換の申込みがありました。1回目の契約満了後3ヶ月の期間が空いていますが、応じなければならないでしょうか。



空いた期間が契約期間の1/2(最長6ヶ月)未満であれば、その前後の契約期間が通算されます

平成25年4月1日以後に開始した有期労働契約が同一の事業主との間で2回以上締結されている場合は、契約期間が通 算で5年を超えると、労働者が申込みをすれば事業主の承諾の有無にかかわらず無期労働契約に転換されます。 前の契約の満了から次の契約の開始までに期間が空いていても、その期間が前の契約期間の1/2(1ヶ月未満の端数が

あれば1ヶ月に切り上げ、最長で6ヶ月)未満であれば契約期間は通算されます。 契約期間が3年であり、2回目の契約の時点で通算の契約期間が5年を超えることから、この契約の初日から申込みを行う ことができますので、この社員の申込みにより、現在の契約が満了する翌日から無期労働契約に転換されます。

人材活用のためにも、会社の有期契約労働者の個々の契約を点検し、無期労働契約転換への対応を検討しましょう。

高知県労働委員会 高知市丸 内2-4-1県庁北庁舎4F **C**088-821-4645

お気軽にご相談ください!

